

面会に関する院内規程

(目的)

第1条 本規程はキッコーマン総合病院（以下「当院」という。）における入院中の患者の療養環境の確保、尊厳及び権利の尊重並びに家族等との関係性の維持を目的として、当院における面会の基本方針及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 当院は、正当な理由なく、入院中の患者に対する家族その他これに準ずる者（以下「家族等」という。）による面会を妨げないものとする。

2 面会は、患者の療養及び回復に資する重要な支援であることを踏まえ、患者の意思を尊重しつつ、適切に実施されるべきものとする。

(面会の対象)

第3条 本規程における面会の対象となる「家族等」とは、配偶者、親族、パートナーその他患者が面会を希望する者をいう。

(面会制限)

第4条 当院は、次の各号に掲げる場合に限り、必要最小限の範囲で面会の全部又は一部を制限することができる。

- 一 感染症の発生又は流行により、院内感染防止対策が必要な場合
 - 二 患者の治療上又は安全確保上、面会が支障となる場合
 - 三 他の患者の療養環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合
 - 四 その他、医療上又は管理上やむを得ないと認められる正当な理由がある場合
- 2 前項の規定による面会制限は、一律又は恒常的なものとならないよう配慮するものとする。

(説明及び情報提供)

第5条 当院は、面会の制限を行う場合には、その理由、内容及び期間について、患者又は家族等に対し、分かりやすく説明を行うものとする。

2 必要に応じ、オンライン面会その他代替手段の活用について検討するものとする。

(患者の意思の尊重)

第6条 面会の実施又は制限に当たっては、患者本人の意思を尊重するものとし、意思表示が困難な場合には、家族等と相談の上、適切に判断するものとする。

(職員の責務)

第7条 職員は、本規程の趣旨を十分に理解し、患者及び家族等に配慮した対応を行うものとする。

(規程の見直し)

第8条 本規程は、法令、診療報酬上の取扱いその他社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

(その他)

第9条 面会の取り決めは下記の通りとする

- 一 面会時間 14時～19時とする。
- 二 面会者は警備室で受付し面会カードの貸与を受け、面会終了後は面会カードを警備室に返却する。
- 三 面会者は一度に2名、30分以内とし、一日の人数制限は設けない。
- 四 面会者はマスクを着用し飲食禁止とする。
- 五 中学生未満の面会は原則禁止とする。

附 則 本規程は、令和8年4月1日から施行する。